

#### 第4 租税特別措置法関係通達（連結納税編）関係

平成15年2月28日付課法2-5ほか1課共同「租税特別措置法関係通達（連結納税編）の制定について」（法令解釈通達）のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

#### 一 目 次

改 正 後	改 正 前
<p><b>第1章 共通規定</b></p> <p>第68条の3～第68条の3の2（共通事項）関係</p> <p><b>第2章 連結法人の特別税額控除及び減価償却の特例</b></p> <p>第68条の9（<u>試験研究を行った場合の法人税額の特別控除</u>）関係</p> <p>第1款 <u>試験研究費の額</u></p> <p>第2款 <u>中小連結親法人</u></p> <p>第3款 <u>その他</u></p> <p>第68条の10～第68条の36（共通事項）関係</p> <p>第68条の10（エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）関係</p> <p>第68条の11（中小連結法人が機械等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除）関係</p> <p>第68条の12（事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除）関係</p> <p>第68条の13（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）関係</p> <p>第68条の14（沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除）関係</p> <p>第68条の15（<u>情報基盤強化設備等</u>を取得した場合等の特別償却又は法人税額</p>	<p><b>第1章 共通規定</b></p> <p>第68条の3～第68条の3の2（共通事項）関係</p> <p><b>第2章 連結法人の特別税額控除及び減価償却の特例</b></p> <p>第68条の9（<u>試験研究費の額が増加した場合等の法人税額の特別控除</u>）関係</p> <p>第68条の10～第68条の36（共通事項）関係</p> <p>第68条の10（エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）関係</p> <p>第68条の11（中小連結法人が機械等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除）関係</p> <p>第68条の12（事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除）関係</p> <p>第68条の13（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）関係</p> <p>第68条の14（沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除）関係</p> <p>第68条の15（<u>情報通信機器等</u>を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除）関係</p>

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;"><u>の特別控除）関係</u></p> <p>第 68 条の 15 の 2 《教育訓練費の額が増加した場合の法人税額の特別控除）関係</p> <p>第 68 条の 16 《特定設備等の特別償却）関係</p> <p>第 1 款 共通事項</p> <p>第 2 款 公害防止設備</p> <p>第 3 款 海洋運輸業等</p> <p>第 68 条の 17 《関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却）関係</p> <p>第 68 条の 18 《保全事業等資産の特別償却）関係</p> <p>第 68 条の 19 《地震防災対策用資産の特別償却）関係</p> <p>第 68 条の 20 《特定高度技術産業集積地域における高度技術産業用設備の特別償却）関係</p> <p>第 68 条の 21 《事業革新設備の特別償却）関係</p> <p>第 68 条の 23 《特定電気通信設備等の特別償却）関係</p> <p>第 68 条の 24 《商業施設等の特別償却）関係</p> <p>第 68 条の 25 《製造過程管理高度化設備等の特別償却）関係</p> <p>第 68 条の 26 《再商品化設備等の特別償却）関係</p> <p>第 68 条の 27 《特定地域における工業用機械等の特別償却）関係</p> <p>第 68 条の 29 《医療用機器等の特別償却）関係</p> <p>第 68 条の 30 《経営基盤強化計画を実施する指定中小企業者の機械等の割増償却）関係</p> <p>第 1 款 収入金額基準及び資産価額基準</p> <p>第 2 款 対象となる資産の範囲等</p> <p>第 68 条の 31 《障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等）関係</p> <p>第 68 条の 32 《農業経営改善計画を実施する法人の機械等の割増償却）関係</p>	<p>第 68 条の 15 の 2 《教育訓練費の額が増加した場合の法人税額の特別控除）関係</p> <p>第 68 条の 16 《特定設備等の特別償却）関係</p> <p>第 1 款 共通事項</p> <p>第 2 款 公害防止設備</p> <p>第 3 款 海洋運輸業等</p> <p><u>第 4 款 航空機</u></p> <p>第 68 条の 17 《関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却）関係</p> <p>第 68 条の 18 《保全事業等資産の特別償却）関係</p> <p>第 68 条の 19 《地震防災対策用資産の特別償却）関係</p> <p>第 68 条の 20 《特定高度技術産業集積地域における高度技術産業用設備の特別償却）関係</p> <p><u>第 68 条の 20 の 2 《開発研究用設備の特別償却）関係</u></p> <p>第 68 条の 21 《事業革新設備の特別償却）関係</p> <p>第 68 条の 23 《特定電気通信設備等の特別償却）関係</p> <p>第 68 条の 24 《商業施設等の特別償却）関係</p> <p>第 68 条の 25 《製造過程管理高度化設備等の特別償却）関係</p> <p>第 68 条の 26 《再商品化設備等の特別償却）関係</p> <p>第 68 条の 27 《特定地域における工業用機械等の特別償却）関係</p> <p>第 68 条の 29 《医療用機器等の特別償却）関係</p> <p>第 68 条の 30 《経営基盤強化計画を実施する指定中小企業者の機械等の割増償却）関係</p> <p>第 1 款 収入金額基準及び資産価額基準</p> <p>第 2 款 対象となる資産の範囲等</p> <p>第 68 条の 31 《障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等）関係</p> <p>第 68 条の 32 《農業経営改善計画等を実施する法人の機械等の割増償却）関係</p>

- 第 68 条の 34 《優良賃貸住宅等の割増償却等》関係
- 第 68 条の 35 《特定再開発建築物等の割増償却》関係
- 第 68 条の 36 《倉庫用建物等の割増償却》関係
- 第 68 条の 38 《植林費の損金算入の特例》関係
- 第 68 条の 41 《準備金方式による特別償却》関係

### 第 3 章 連結法人の準備金等

- 第 68 条の 43～第 68 条の 58 の 2 《共通事項》関係
- 第 68 条の 43 《海外投資等損失準備金》関係
- 第 68 条の 44 《金属鉱業等鉱害防止準備金》関係
- 第 68 条の 45 《特定災害防止準備金》関係
- 第 68 条の 48 《新幹線鉄道大規模改修準備金》関係
  
- 第 68 条の 50 《電子計算機買戻損失準備金》関係
- 第 68 条の 53 《使用済燃料再処理準備金》関係
- 第 68 条の 54 《原子力発電施設解体準備金》関係
- 第 68 条の 55 《保険会社等の異常危険準備金》関係
- 第 68 条の 56 《原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金》関係
- 第 68 条の 57 《関西国際空港整備準備金又は中部国際空港整備準備金》関係
- 第 68 条の 58 《特別修繕準備金》関係
- 第 68 条の 58 の 2 《社会・地域貢献準備金》関係
- 第 68 条の 59 《中小連結法人等の貸倒引当金の特例》関係

### 第 4 章 削 除

#### 第 5 章 連結法人の鉱業所得の課税の特例

- 第 68 条の 61 《探鉱準備金又は海外探鉱準備金》関係

- 第 68 条の 33 《漁業経営改善計画を実施する法人の漁船の割増償却》関係
- 第 68 条の 34 《優良賃貸住宅等の割増償却等》関係
- 第 68 条の 35 《特定再開発建築物等の割増償却》関係
- 第 68 条の 36 《倉庫用建物等の割増償却》関係
- 第 68 条の 38 《植林費の損金算入の特例》関係
- 第 68 条の 41 《準備金方式による特別償却》関係

### 第 3 章 連結法人の準備金等

- 第 68 条の 43～第 68 条の 58 《共通事項》関係
- 第 68 条の 43 《海外投資等損失準備金》関係
- 第 68 条の 44 《金属鉱業等鉱害防止準備金》関係
- 第 68 条の 45 《特定災害防止準備金》関係
- 第 68 条の 48 《新幹線鉄道大規模改修準備金》関係
- 第 68 条の 49 《ガス熱量変更準備金》関係
- 第 68 条の 50 《電子計算機買戻損失準備金》関係
- 第 68 条の 53 《使用済燃料再処理準備金》関係
- 第 68 条の 54 《原子力発電施設解体準備金》関係
- 第 68 条の 55 《保険会社等の異常危険準備金》関係
- 第 68 条の 56 《原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金》関係
- 第 68 条の 57 《関西国際空港整備準備金又は中部国際空港整備準備金》関係
- 第 68 条の 58 《特別修繕準備金》関係
  
- 第 68 条の 59 《中小連結法人等の貸倒引当金の特例》関係

### 第 4 章 削 除

#### 第 5 章 連結法人の鉱業所得の課税の特例

- 第 68 条の 61 《探鉱準備金又は海外探鉱準備金》関係

改 正 後	改 正 前
<p><b>第6章 連結法人である沖縄の認定法人の課税の特例</b> 第68条の63《沖縄の認定法人の連結所得の特別控除》関係</p> <p><b>第7章 連結法人である農業生産法人の課税の特例</b> 第68条の64《農用地利用集積準備金》関係 第68条の65《農用地等を取得した場合の課税の特例》関係</p> <p><b>第8章 連結法人の交際費等の課税の特例</b> 第68条の66《交際費等の損金不算入》関係 第1款 交際費等の範囲 第2款 損金不算入額の計算</p> <p><b>第9章 連結法人の土地の譲渡等がある場合の特別税率</b> 第68条の68《土地の譲渡等がある場合の特別税率》関係 第1款 課税対象の範囲等 第2款 収益の額 第3款 原価の額 第4款 直接又は間接に要した経費の額等 第5款 適用除外関係 第6款 その他</p> <p>第68条の69《短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率》関係 第1款 課税対象の範囲等 第2款 収益の額 第3款 原価の額 第4款 直接又は間接に要した経費の額等 第5款 適用除外関係 第6款 その他</p>	<p><b>第6章 連結法人である沖縄の認定法人の課税の特例</b> 第68条の63《沖縄の認定法人の連結所得の特別控除》関係</p> <p><b>第7章 連結法人である農業生産法人の課税の特例</b> 第68条の64《農用地利用集積準備金》関係 第68条の65《農用地等を取得した場合の課税の特例》関係</p> <p><b>第8章 連結法人の交際費等の課税の特例</b> 第68条の66《交際費等の損金不算入》関係 第1款 交際費等の範囲 第2款 損金不算入額の計算</p> <p><b>第9章 連結法人の土地の譲渡等がある場合の特別税率</b> 第68条の68《土地の譲渡等がある場合の特別税率》関係 第1款 課税対象の範囲等 第2款 収益の額 第3款 原価の額 第4款 直接又は間接に要した経費の額等 第5款 適用除外関係 第6款 その他</p> <p>第68条の69《短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率》関係 第1款 課税対象の範囲等 第2款 収益の額 第3款 原価の額 第4款 直接又は間接に要した経費の額等 第5款 適用除外関係 第6款 その他</p>

## 第10章 連結法人の資産の譲渡の場合の課税の特例

第68条の70～第68条の85（共通事項）関係

第68条の70～第68条の73（収用等の場合の課税の特例）関係

第1款 収用等の範囲

第2款 補償金の範囲等

第3款 圧縮記帳等の計算

第4款 収用証明書等

第68条の73（収用換地等の場合の連結所得の特別控除）関係

第68条の74（特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除）関係

第68条の75（特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除）関係

第68条の76（農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除）関係

第68条の77（資産の譲渡に係る特別控除額の特例）関係

第68条の78～第68条の80（特定の資産の買換えの場合等の課税の特例）関係

第1款 対象資産の範囲等

第2款 事業の用に供したことの意義等

第3款 圧縮限度額の計算等

第4款 特別勘定

第5款 その他

第68条の82及び第68条の83（大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合等の課税の特例）関係

第68条の84及び第68条の85（認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合等の課税の特例）関係

第68条の85の2（承継業務の事業計画の施行区域内にある土地等の交換の場合の課税の特例）関係

## 第10章 連結法人の資産の譲渡の場合の課税の特例

第68条の70～第68条の85（共通事項）関係

第68条の70～第68条の73（収用等の場合の課税の特例）関係

第1款 収用等の範囲

第2款 補償金の範囲等

第3款 圧縮記帳等の計算

第4款 収用証明書等

第68条の73（収用換地等の場合の連結所得の特別控除）関係

第68条の74（特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除）関係

第68条の75（特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除）関係

第68条の76（農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除）関係

第68条の77（資産の譲渡に係る特別控除額の特例）関係

第68条の78～第68条の80（特定の資産の買換えの場合等の課税の特例）関係

第1款 対象資産の範囲等

第2款 事業の用に供したことの意義等

第3款 圧縮限度額の計算等

第4款 特別勘定

第5款 その他

第68条の82及び第68条の83（大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合等の課税の特例）関係

第68条の84及び第68条の85（認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合等の課税の特例）関係

第68条の85の2（承継業務の事業計画の施行区域内にある土地等の交換の場合の課税の特例）関係

改 正 後	改 正 前
<p>第 68 条の 85 の 3 《<u>特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例</u>》関係</p> <p><b>第 11 章 連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例</b></p> <p>第 68 条の 88 《<u>連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例</u>》関係</p> <p>第 1 款 特殊の関係</p> <p>第 2 款 比較対象取引</p> <p>第 3 款 独立企業間価格の算定</p> <p>第 4 款 利益分割法の適用</p> <p>第 5 款 取引単位営業利益法の適用</p> <p>第 6 款 棚卸資産の売買以外の取引における独立企業間価格算定方法の適用</p> <p>第 7 款 申告調整等</p> <p>第 8 款 国外移転所得金額の取扱い等</p> <p><b>第 12 章 連結法人の国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例</b></p> <p>第 68 条の 89 《<u>連結法人の国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例</u>》関係</p> <p><b>第 13 章 連結法人の特定外国子会社等に係る所得等の課税の特例</b></p> <p>第 68 条の 90～第 68 条の 93 《<u>連結法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例</u>》関係</p> <p>第 68 条の 93 の 2～第 68 条の 93 の 5 《<u>連結法人の特定外国信託に係る所得の課税の特例</u>》関係</p> <p><b>第 14 章 連結法人のその他の特例</b></p> <p>第 68 条の 94 《<u>鉱工業技術研究組合等の所得計算の特例</u>》関係</p> <p>第 68 条の 95 《<u>特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例</u>》関係</p> <p>第 68 条の 99 《<u>社会保険診療報酬の所得計算の特例</u>》関係</p>	<p><b>第 11 章 連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例</b></p> <p>第 68 条の 88 《<u>連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例</u>》関係</p> <p>第 1 款 特殊の関係</p> <p>第 2 款 比較対象取引</p> <p>第 3 款 独立企業間価格の算定</p> <p>第 4 款 利益分割法の適用</p> <p>第 5 款 取引単位営業利益法の適用</p> <p>第 6 款 棚卸資産の売買以外の取引における独立企業間価格算定方法の適用</p> <p>第 7 款 申告調整等</p> <p>第 8 款 国外移転所得金額の取扱い等</p> <p><b>第 12 章 連結法人の国外支配株主等に係る負債の利子の課税の特例</b></p> <p>第 68 条の 89 《<u>連結法人の国外支配株主等に係る負債の利子の課税の特例</u>》関係</p> <p><b>第 13 章 連結法人の特定外国子会社等に係る所得等の課税の特例</b></p> <p>第 68 条の 90～第 68 条の 93 《<u>連結法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例</u>》関係</p> <p>第 68 条の 93 の 2～第 68 条の 93 の 5 《<u>連結法人の特定外国信託に係る所得の課税の特例</u>》関係</p> <p><b>第 14 章 連結法人のその他の特例</b></p> <p>第 68 条の 94 《<u>鉱工業技術研究組合等の所得計算の特例</u>》関係</p> <p>第 68 条の 95 《<u>特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例</u>》関係</p> <p>第 68 条の 99 《<u>社会保険診療報酬の所得計算の特例</u>》関係</p>

第 68 条の 102 《転廃業助成金等に係る課税の特例》関係  
 第 68 条の 102 の 2 《中小連結法人等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例》関係  
 第 68 条の 103 《特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入等の特例》関係  
  
 第 68 条の 105 の 2 《連結法人の組合事業に係る損失がある場合の課税の特例》関係  
 第 68 条の 108 《特定の協同組合等である連結親法人の法人税率の特例》関係  
 第 68 条の 109 《経営革新計画を実施する連結親法人である中小企業者に対する特定同族会社の特別税率の不適用》関係

第 68 条の 102 《転廃業助成金等に係る課税の特例》関係  
 第 68 条の 103 《特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入等の特例》関係  
 第 68 条の 103 の 3 《中小連結法人等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例》関係  
 第 68 条の 104 及び第 68 条の 105 《株式交換又は株式移転に係る課税の特例》関係  
 第 68 条の 105 の 2 《連結法人の組合事業に係る損失がある場合の課税の特例》関係  
 第 68 条の 108 《特定の協同組合等である連結親法人の法人税率の特例》関係  
 第 68 条の 109 《連結親法人である中小企業者等に対する同族会社の特別税率の不適用》関係

二 第 68 条の 9 《試験研究を行った場合の法人税額の特別控除》関係

改 正 後	改 正 前
<p>第 68 条の 9 《<u>試験研究を行った場合の法人税額の特別控除</u>》関係</p> <p style="text-align: center;"><b>第 1 款 試験研究費の額</b></p> <p>（<u>他の者から支払を受ける金額の範囲</u>）</p> <p>68 の 9(1)-1 <u>措置法第 68 条の 9 第 1 項の規定の適用上、同条第 11 項第 1 号に規定する試験研究費（以下「試験研究費」という。）の額から控除する「他の者（当該連結親法人又はその連結子法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含む。）から支払を受ける金額」には、次に掲げる金額を含むもの</u></p>	<p>第 68 条の 9 《<u>試験研究費の額が増加した場合等の法人税額の特別控除</u>》関係</p> <p>（新 設）</p> <p>（新 設）</p>

改 正 後	改 正 前
<p>とする。</p> <p>(1) <u>国等からその試験研究費に充てるため交付を受けた補助金（法第 42 条第 1 項に規定する国庫補助金等を含む。）</u></p> <p>(2) <u>独立行政法人科学技術振興機構と締結した新技術開発委託契約に定めるところにより、同機構から返済義務の免除を受けた開発費の額（当該免除とともに金銭の支払をした場合には支払った金銭を控除した額）から引き渡した物件の帳簿価額を控除した金額</u></p> <p>(3) <u>委託研究費の額</u></p> <p>① <u>国庫補助金等を法第 81 条の 3 第 1 項の規定により同項の個別損金額を計算する場合の法第 43 条第 1 項に規定する特別勘定を設ける方法により経理した場合又は同条第 6 項に規定する期中特別勘定を設けた場合には、当該国庫補助金等は、これらの項の規定の適用を受ける連結事業年度においては「他の者から支払を受ける金額」には含めないものとし、法第 81 条の 3 第 1 項の規定により同項の個別益金額を計算する場合の法第 43 条第 3 項の規定により益金の額に算入する日を含む連結事業年度において、当該益金の額に算入する金額（当該連結事業年度において返還すべきことが確定したことにより益金の額に算入する金額を除く。）を「他の者から支払を受ける金額」に含める。</u></p> <p>2 <u>法第 81 条の 3 第 1 項の規定により同項の個別損金額を計算する場合の法第 42 条第 1 項若しくは第 5 項又は第 44 条第 1 項若しくは第 4 項の規定により試験研究用の固定資産につき損金の額に算入した金額は、その損金の額に算入した日を含む連結事業年度の試験研究費の額に含める。</u></p> <p><u>（試験研究費の額の統一的計算）</u></p> <p><u>68 の 9(1)－2 措置法第 68 条の 9 第 9 項の規定は、試験研究費の額が増加した場</u></p>	<p>(新 設)</p>



合に適用を認めるものであるから、比較年度（措置法第 68 条の 9 第 11 項第 10 号に規定する「当該適用年度の連結親法人事業年度開始の日の 3 年前の日から連結親法人又はその連結子法人の適用年度開始の日の前日までの期間内に開始した各連結事業年度」若しくは「当該 3 年以内事業年度」をいう。以下同じ。）、基準年度（同項第 11 条に規定する「当該連結親法人及び当該連結親法人事業年度終了の時に於いて当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人のその連結事業年度」若しくは措置法令第 39 条の 39 第 23 項に規定する「適用年度（……）開始の日の前日を含む事業年度」をいう。以下同じ。）及び適用年度（措置法第 68 条の 9 第 11 項第 10 号に規定する適用年度をいう。以下同じ。）の試験研究費の範囲、試験研究費を計算する場合の共通経費の配賦基準等については、各連結法人ごとに継続して同一の方法によることに留意する。

**（試験研究費に含まれる人件費）**

68 の 9(1)-3 措置法第 68 条の 9 第 11 項第 1 号……………

**（試験研究用資産の減価償却費）**

68 の 9(1)-4 ……………

**（試験研究用固定資産の除却損等）**

68 の 9(1)-5 ……………

**（試験研究費の範囲が改正された場合の取扱い）**

68 の 9(1)-6 試験研究費に含まれる費用の範囲が改正された場合には、比較年度又は基準年度の試験研究費の額についてもその改正後の規定により計算するものとする。

**（試験研究費に含まれる人件費）**

68 の 9-1 措置法第 68 条の 9 第 12 項第 1 号……………

**（試験研究用資産の減価償却費）**

68 の 9-2 ……………

**（試験研究用固定資産の除却損等）**

68 の 9-3 ……………

**（試験研究費の範囲が改正された場合の取扱い）**

68 の 9-4 試験研究費に含まれる費用の範囲が改正された場合には、措置法第 68 条の 9 第 12 項第 2 号に規定する「当該適用年度の連結親法人事業年度開始の日の 5 年前の日から連結親法人又はその連結子法人の適用年度開始の日の前日までの期間内に開始した各連結事業年度」若しくは「当該 5 年以内事業年

改 正 後	改 正 前
<p>(廃 止)</p>	<p>度」(以下これらを「比較年度」という。)又は同項第3号に規定する「当該連結親法人及び当該各連結親法人事業年度終了の時ににおいて当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人のその連結事業年度」若しくは措置法令第39条の39第13項に規定する「適用年度開始の日の前日を含む事業年度」(以下これらを「基準年度」という。)の試験研究費の額についてもその改正後の規定により計算するものとする。</p> <p><u>(他の者から支払を受ける金額の範囲)</u></p> <p><u>68の9-5 措置法第68条の9第1項の規定により試験研究費の額から控除する</u>  <u>「他の者(当該連結親法人又はその連結子法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含む。)から支払を受ける金額」には、次に掲げる金額を含むものとする。</u></p> <p>(1) <u>国等からその試験研究費に充てるため交付を受けた補助金(法第42条第1項に規定する国庫補助金等を含む。)</u></p> <p>(2) <u>独立行政法人科学技術振興機構と締結した新技術開発委託契約に定めるところにより、同機構から返済義務の免除を受けた開発費の額(当該免除とともに金銭の支払をした場合には支払った金銭を控除した額)から引き渡した物件の帳簿価額を控除した金額</u></p> <p>(3) <u>委託研究費の額</u></p> <p><u>④1 国庫補助金等を法第81条の3第1項の規定により同項の個別損金額を計算する場合の法第43条第1項の規定により特別勘定に経理した場合又は同条第6項の規定により期中特別勘定に経理した場合には、当該国庫補助金等は、その経理した日を含む連結事業年度においては「他の者から支払を受ける金額」には含めないものとし、法第81条の3第1項の規定により同項の個別益金額を計算する場合の法第43条第3項の規定により益金</u></p>

の額に算入する日を含む連結事業年度において、当該益金の額に算入する金額（当該連結事業年度において返還すべきことが確定したことにより益金の額に算入する金額を除く。）を「他の者から支払を受ける金額」に含める。

2 法第 81 条の 3 第 1 項の規定により同項の個別損金額を計算する場合の法第 42 条第 1 項若しくは第 5 項又は第 44 条第 1 項若しくは第 4 項の規定により試験研究用の固定資産につき損金の額に算入した金額は、その損金の額に算入した日を含む連結事業年度の試験研究費の額に含める。

(廃 止)

(試験研究費の額の統一的計算)

68 の 9-6 措置法第 68 条の 9 第 1 項の規定は、試験研究費の額が増加した場合に法人税額の特別控除を認めるものであるから、比較年度、基準年度及び適用年度（措置法第 68 条の 9 第 1 項に規定する適用年度をいう。以下同じ。）の試験研究費の範囲、試験研究費を計算する場合の共通経費の配賦基準等については、各連結法人ごとに継続して同一の方法によることに留意する。

(四) 措置法令第 39 条の 39 第 1 項（同条第 5 項において準用する場合を含む。）に規定する「特別償却実施額」は、措置法第 68 条の 9 第 4 項又は第 8 項の規定の適用があるかどうかの判定においてこれらの項に規定する「試験研究費の額」から控除するのであるが、例えば、同条第 2 項の規定の適用を受ける試験研究費の額から控除する必要はないことに留意する。

(連結法人のうちに設立初年度の法人が含まれている場合の試験研究費の額の合計額)

68 の 9(1)-7 .....

(連結法人のうちに設立初年度の法人が含まれている場合の試験研究費の額の合計額)

68 の 9-7 .....

改 正 後	改 正 前
(分割型分割が行われた場合の比較試験研究費の額)	(分割型分割が行われた場合の比較試験研究費の額)
68 の 9(1)-8 ..... .....措置法第 68 条の 9 第 11 項第 10 号..... .....	68 の 9-8 ..... .....措置法第 68 条の 9 第 12 項第 2 号..... .....
(加入法人・離脱法人が存在する場合の基準試験研究費の額)	(加入法人・離脱法人が存在する場合の基準試験研究費の額)
68 の 9(1)-9 措置法第 68 条の 9 第 11 項第 11 号.....	68 の 9-9 措置法第 68 条の 9 第 12 項第 3 号.....
<b>第 2 款 中小連結親法人</b>	(新 設)
(中小連結親法人であるかどうかの判定の時期)	(中小連結親法人であるかどうかの判定の時期)
68 の 9(2)-1 .....措置法第 68 条の 9 第 6 項..... (備 措置法第 68 条の 9 第 7 項.....	68 の 9-10 .....措置法第 68 条の 9 第 7 項..... (備 措置法第 68 条の 9 第 8 項.....
(従業員数基準の適用)	(従業員数基準の適用)
68 の 9(2)-2 措置法令第 39 条の 39 第 19 項..... .....資本金の額又は出資金の額.....	68 の 9-11 措置法令第 39 条の 39 第 27 項..... .....資本又は出資の金額.....
(常時使用する従業員の範囲)	(常時使用する従業員の範囲)
68 の 9(2)-3 措置法令第 39 条の 39 第 19 項.....	68 の 9-12 措置法令第 39 条の 39 第 27 項.....
<b>第 3 款 その他</b>	(新 設)
(連結繰越税額控除限度超過額を有する場合等の重複適用)	(連結繰越税額控除限度超過額を有する場合等の重複適用)
68 の 9(3)-1 措置法第 68 条の 9 第 6 項.....	68 の 9-12 の 2 措置法第 68 条の 9 第 7 項.....

.....同条第3項.....  
同条第7項.....同条第1項.....

(廃止)

(移転試験研究費の額等の区分に係る合理的な方法)

68の9(3)-2 .....措置法令第39条の39第27項.....  
措置法令第39条の39第13項.....  
(註) .....

(移転試験研究費の額等の区分に係る合理的な方法に関する書類の提出)

68の9(3)-3 .....  
.....措置法令第39条の39第27項.....  
措置法令第39条の39第13項.....

(申告に係るその控除を受けるべき金額)

68の9(3)-4 措置法第68条の9第13項及び第14項に規定する「当該申告に係るその控除を受けるべき金額」とは、連結確定申告書等に記載された控除税額そのものをいうのではなく、当該連結確定申告書等に記載された事項を基礎として計算する場合に控除を受けることができる正当額をいう。したがって、連結所得金額の更正により法人税の額が増加することとなっても、控除を受ける

.....同条第4項.....  
同条第8項.....同条第2項.....

(申告に係るその控除を受けるべき金額)

68の9-13 措置法第68条の9第14項及び第15項に規定する「当該申告に係るその控除を受けるべき金額」とは、連結確定申告書等に記載された控除税額そのものをいうのではなく、当該連結確定申告書等に記載された事項を基礎として計算する場合に控除を受けることができる正当額をいう。したがって、連結所得金額の更正により法人税の額が増加することとなっても、控除を受けることができる金額は、当該正当額に限られることに留意する。

(移転試験研究費の額等の区分に係る合理的な方法)

68の9-14 .....措置法令第39条の39第32項.....  
措置法令第39条の39第21項.....  
(註) .....

(移転試験研究費の額等の区分に係る合理的な方法に関する書類の提出)

68の9-15 .....  
.....措置法令第39条の39第32項.....  
措置法令第39条の39第21項.....

(新設)

改 正 後	改 正 前
<p><u>ことができる金額は、当該正当額に限られることに留意する。</u></p> <p>(試験研究費の個別増加額)</p> <p>68の9(3)-5 措置法令第39条の39第30項第1号イ……………</p>	<p>(試験研究費の個別増加額)</p> <p>68の9-16 措置法令第39条の39第35項第1号イ……………</p>

### 三 第68条の10～第68条の36（共通事項）関係

改 正 後	改 正 前
<p>(特定設備等の特別償却の計算)</p> <p>68の10～68の36(共)-1 措置法第68条の10第1項、第68条の11第1項、第68条の12第1項、第68条の14第1項、第68条の15第1項、第68条の16から第68条の21まで、第68条の23から第68条の27まで、<u>第68条の29、第68条の31、第68条の32及び第68条の34から第68条の36まで……………</u></p> <p>……………</p> <p>(特別償却等の適用を受けたものの意義)</p> <p>68の10～68の36(共)-2 ……………措置法第68条の10第1項、第68条の11第1項、第68条の12第1項、第68条の14第1項、第68条の15第1項、<u>第68条の16から第68条の21まで、第68条の23から第68条の27まで、第68条の29、第68条の31、第68条の32及び第68条の34から第68条の36までの規定（同法第42条の5第1項、第42条の6第1項、第42条の7第1項、第42条の10第1項、第42条の11第1項、<u>第43条から第48条までの規定を含む。）……………</u></u></p>	<p>(特定設備等の特別償却の計算)</p> <p>68の10～68の36(共)-1 措置法第68条の10第1項、第68条の11第1項、第68条の12第1項、第68条の14第1項、第68条の15第1項から<u>第3項まで、</u>第68条の16から第68条の21まで、第68条の23から第68条の27まで、第68条の29及び<u>第68条の31から第68条の36まで……………</u></p> <p>(特別償却等の適用を受けたものの意義)</p> <p>68の10～68の36(共)-2 ……………措置法第68条の10第1項、第68条の11第1項、第68条の12第1項、第68条の14第1項、第68条の15第1項、<u>第68条の16から第68条の20まで、第68条の20の2第1項、第68条の21、第68条の23から第68条の27まで及び第68条の29から第68条の36までの規定（同法第42条の5第1項、第42条の6第1項、第42条の7第1項、第42条の10第1項、第42条の11第1項、<u>第43条から第44条の2まで、第44条の3第1項、第44条の4及び第44条の6から第48条までの規定を含む。）……………</u></u></p> <p>……………</p>

(常時使用する従業員の範囲)

68 の 10~68 の 36(共) -3 .....

.....68 の 9(2) - 3.....

(適格合併等があった場合の特別償却等の適用)

68 の 10~68 の 36(共) -4 措置法第 68 条の 10 から第 68 条の 12 まで、第 68 条  
の 14、第 68 条の 15、.....

備 1 .....

2 .....

(被合併法人等が有する繰越税額控除限度超過額)

68 の 10~68 の 36(共) -5 .....

.....第 68 条の 15 第 5 項.....

(常時使用する従業員の範囲)

68 の 10~68 の 36(共) -3 .....

.....68 の 9 - 12.....

(適格合併等があった場合の特別償却等の適用)

68 の 10~68 の 36(共) -4 措置法第 68 条の 10 から第 68 条の 12 まで、第 68 条  
の 14 から第 68 条の 15 まで、.....

備 1 .....

2 .....

(被合併法人等が有する繰越税額控除限度超過額)

68 の 10~68 の 36(共) -5 .....

.....第 68 条の 15 第 10 項.....

四 第 68 条の 10 《エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係

改 正 後	改 正 前
(申告に係るその控除を受けるべき金額)	(申告に係るその控除を受けるべき金額)
68 の 10-10 .....	68 の 10-10 .....
..... <u>68 の 9(3) - 5</u> .....	..... <u>68 の 9 - 13</u> .....

五 第 68 条の 11 《中小連結法人が機械等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除》関係

改 正 後	改 正 前
(連結事業年度の中途において中小連結法人に該当しなくなった場合等の適用)	(連結事業年度の中途において中小連結法人に該当しなくなった場合等の適用)
68 の 11-1 .....	68 の 11-1 .....
.....68 の 11-16.....措置法規則第 22 条の 24 第 1 項若し くは第 2 項.....同条第 3 項若しくは第 4 項.....	.....68 の 11-17.....措置法規則第 22 条の 24 第 1 項..... .....同条第 2 項.....
(注) .....	(注) .....
(圧縮記帳をした特定機械装置等の取得価額)	(圧縮記帳をした特定機械装置等の取得価額)
68 の 11-3 措置法令第 39 条の 41 第 1 項に規定する機械及び装置、器具及び備 品又はソフトウェアの取得価額が 160 万円以上、120 万円以上又は 70 万円以上 であるかどうかを判定する場合において、その機械及び装置、器具及び備品又 はソフトウェアが法第 81 条の 3 第 1 項の規定により同項の個別損金額を計算 する場合の法第 42 条から第 49 条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたも のであるときは、その圧縮記帳後の金額に基づいてその判定を行うものとする。	68 の 11-3 措置法令第 39 条の 41 第 1 項に規定する機械及び装置又は器具及び 備品の取得価額が 160 万円以上又は 120 万円以上であるかどうかを判定する場 合において、その機械及び装置又は器具及び備品が法第 81 条の 3 第 1 項の規定 により同項の個別損金額を計算する場合の法第 42 条から第 49 条までの規定に よる圧縮記帳の適用を受けたものであるときは、その圧縮記帳後の金額に基づ いてその判定を行うものとする。
(事業の判定)	(事業の判定)
68 の 11-5 .....	68 の 11-5 .....
(注) .....措置法規則第 20 条の 2 の 2 第 7 項第 10 号.....	(注) .....措置法規則第 20 条の 2 の 2 第 4 項第 10 号.....
(その他これらに類する事業に含まれないもの)	(その他これらに類する事業に含まれないもの)
68 の 11-6 .....措置法規則第 20 条の 2 の 2 第 7 項第 2 号かつこ書..... .....	68 の 11-6 .....措置法規則第 20 条の 2 の 2 第 4 項第 2 号かつこ書..... .....
(附属機器等の同時設置の意義等)	(附属機器等の同時設置の意義)



68の11-9 特定機械装置等に係る措置法規則第20条の2の2第1項第1号において本体と同時に設置することを条件として特定機械装置等に該当することとなる附属の機器等には、一の計画に基づき本体を設置してから相当期間内に設置するこれらの附属の機器等が含まれるものとする。

④ 措置法規則第20条の2の2第1項第2号の規定の適用を受けることができるデジタル複合機とは、事業の用に供する際にインターネットに現に接続されている状態にあるものをいうのであるから、インターネットに接続する機能を有するものであっても、例えば、インターネットに接続されていない社内のLAN設備として設置されるものは、これに該当しないことに留意する。

#### (ソフトウェアの改良費用)

68の11-10の2 連結法人が、その有するソフトウェアにつき新たな機能の追加、機能の向上等に該当するプログラムの修正、改良等のための費用を支出した場合において、その付加された機能等の内容からみて、実質的に新たなソフトウェアを取得したと同様の状況にあるものと認められるときは、当該費用の額をソフトウェアの取得価額として措置法第68条の11第1項又は第2項の規定の適用があるものとする。

#### (リース費用に含まれない費用)

68の11-14 連結法人が賃借するソフトウェア以外の特定機械等に係る措置法令第39条の41第6項に規定する「政令で定める費用の総額」の判定に当たっては、当該特定機械等に係るソフトウェアの費用（当該特定機械等に組み込まれているいわゆる基本ソフトウェアに係るものを除く。）、リース契約に基づく賃借料とは別に支払う当該特定機械等の引取運賃等は含まれないことに留意する。

68の11-9 特定機械装置等に係る措置法規則第20条の2の2第1項各号において本体と同時に設置することを条件として特定機械装置等に該当することとなる附属の機器等には、一の計画に基づき本体を設置してから相当期間内に設置するこれらの附属の機器等が含まれるものとする。

#### (新設)

#### (リース費用に含まれない費用)

68の11-14 措置法令第39条の41第6項に規定する「政令で定める費用の総額」には、その賃借する特定機械等に係るソフトウェアの費用（当該特定機械等に組み込まれているいわゆる基本ソフトウェアに係るものを除く。）、リース契約に基づく賃借料とは別に支払う当該特定機械等の引取運賃等は含まれないことに留意する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: right;">(廃 止)</p>	<p><u>(税額控除の適用を受けた連結法人の意義)</u></p> <p><u>68 の 11-15 措置法第 68 条の 11 第 6 項に規定する「第 3 項の規定 (……) の適用を受けた連結親法人又は当該適用に係るその連結子法人」には、当該連結事業年度 (その事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度) においては同条第 3 項の規定 (同法第 42 条の 6 第 3 項の規定を含む。) による税額控除を実施していないが、当該税額控除に関する明細書においてリース税額控除限度額の計算を行い、その金額を繰越税額控除限度超過額として記載している連結法人が含まれることに留意する。</u></p>
<p>(分社型分割等により移転した特定機械等のリース税額控除)</p> <p><u>68 の 11-15</u> .....</p>	<p>(分社型分割等により移転した特定機械等のリース税額控除)</p> <p><u>68 の 11-16</u> .....</p>
<p>(合併法人等における取戻し課税の不適用)</p> <p><u>68 の 11-16</u> .....</p>	<p>(合併法人等における取戻し課税の不適用)</p> <p><u>68 の 11-17</u> .....</p>
<p><u>(税額控除の適用を受けた連結法人の意義)</u></p> <p><u>68 の 11-17 措置法第 68 条の 11 第 6 項に規定する「第 3 項の規定 (……) の適用を受けた連結親法人又は当該適用に係るその連結子法人」には、当該連結事業年度 (その事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度) においては同条第 3 項の規定 (同法第 42 条の 6 第 3 項の規定を含む。) による税額控除を実施していないが、当該税額控除に関する明細書においてリース税額控除限度額の計算を行い、その金額を繰越税額控除限度超過額として記載している連結法人が含まれることに留意する。</u></p>	<p>(新 設)</p>

<p>(申告に係るその控除を受けるべき金額)</p> <p>68 の 11-19 .....</p> <p>.....68 の 9(3)-5 .....</p>	<p>(申告に係るその控除を受けるべき金額)</p> <p>68 の 11-19 .....</p> <p>.....68 の 9-13 .....</p>
--	--

六 第 68 条の 12 (事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係

改 正 後	改 正 前
(廃 止)	<p><u>(税額控除の適用を受けた連結法人の意義)</u></p> <p><u>68 の 12-15 措置法第 68 条の 12 第 6 項に規定する「第 3 項の規定 (……) の適用を受けた連結親法人又は当該適用に係るその連結子法人」には、当該連結事業年度 (その事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度) においては同条第 3 項の規定 (同法第 42 条の 7 第 3 項の規定を含む。) による税額控除を実施していないが、当該税額控除に関する明細書においてリース税額控除限度額の計算を行い、その金額を繰越税額控除限度超過額として記載している連結法人が含まれることに留意する。</u></p>
<p>(特定機械等のリース税額控除等の取扱いの準用)</p> <p><u>68 の 12-15 68 の 11-15 及び 68 の 11-16 の取扱いは、措置法第 68 条の 12 第 3 項の規定の適用について準用する。</u></p>	<p>(特定機械等のリース税額控除等の取扱いの準用)</p> <p><u>68 の 12-16 68 の 11-16 及び 68 の 11-17 の取扱いは、措置法第 68 条の 12 第 3 項の規定の適用について準用する。</u></p>
<p><u>(税額控除の適用を受けた連結法人の意義)</u></p> <p><u>68 の 12-16 措置法第 68 条の 12 第 6 項に規定する「第 3 項の規定 (……) の適用を受けた連結親法人又は当該適用に係るその連結子法人」には、当該連結事業年度 (その事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度) においては同条第 3 項の規定 (同法第 42 条の 7 第 3 項の規定を含む。) による税額控除を実施していないが、当該税額控除に関する明細書においてリース税額控除限度額の計算を行い、その金額を繰越税額控除限度超過額として記載し</u></p>	<p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>ている連結法人が含まれることに留意する。</p> <p>(申告に係るその控除を受けるべき金額)</p> <p>68 の 12-18 .....  .....<u>68 の 9(3)-5</u>.....</p>	<p>(申告に係るその控除を受けるべき金額)</p> <p>68 の 12-18 .....  .....<u>68 の 9-13</u>.....</p>

七 第 68 条の 13 《沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除》関係

改 正 後	改 正 前
<p>(申告に係るその控除を受けるべき金額)</p> <p>68 の 13-13 .....  .....<u>68 の 9(3)-5</u>.....</p>	<p>(申告に係るその控除を受けるべき金額)</p> <p>68 の 13-13 .....  .....<u>68 の 9-13</u>.....</p>

八 第 68 条の 14 《沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除》関係

改 正 後	改 正 前
<p>(特定機械等のリース税額控除等の取扱いの準用)</p> <p>68 の 14-11 <u>68 の 11-15</u> 及び <u>68 の 11-16</u> の取扱いは、措置法第 68 条の 14 第 3 項の規定の適用について準用する。</p> <p>(申告に係るその控除を受けるべき金額)</p> <p>68 の 14-14 .....  .....<u>68 の 9(3)-5</u>.....</p>	<p>(特定機械等のリース税額控除等の取扱いの準用)</p> <p>68 の 14-11 <u>68 の 11-16</u> 及び <u>68 の 11-17</u> の取扱いは、措置法第 68 条の 14 第 3 項の規定の適用について準用する。</p> <p>(申告に係るその控除を受けるべき金額)</p> <p>68 の 14-14 .....  .....<u>68 の 9-13</u>.....</p>